

# 群馬大学国際メディカルイノベーションラボラトリー設置要項

平成26.11. 6 制定

## (設置)

第1 群馬大学に、群馬大学の研究戦略を踏まえた、従来の枠を超える画期的な医療技術、医薬機器及び医薬品の開発を目指す生命医科学と理工学が協力・融合した国際的研究・教育を推進するため、群馬大学国際メディカルイノベーションラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）を置く。

## (業務)

第2 ラボラトリーは、生命医科学と理工学が協力・融合した国際的研究・教育拠点を構築し、従来の枠を超える画期的な医療技術、医薬機器及び医薬品の開発を目指すために必要な業務を行う。

## (組織)

第3 ラボラトリーに、次の各号に掲げる者を置く。

- (1) ラボラトリー長
- (2) プログラムオフィサー
- (3) その他ラボラトリー長が必要と認めた者

## (ラボラトリー長)

第4 ラボラトリー長は、理事（研究・企画担当）をもって充てる。

2 ラボラトリー長は、ラボラトリーを掌理する。

## (プログラムオフィサー)

第5 プログラムオフィサーは、医学系研究科長、理工学府長及び医学部附属病院長をもって充てる。

2 プログラムオフィサーは、ラボラトリー長を補佐する。

## (研究体制)

第6 ラボラトリーに、各研究課題の研究を遂行するため、生命医科学理工学混成のチームを置く。

## (ブランチラボ)

第7 ラボラトリーに、研究スペースとして、昭和地区及び桐生地区にそれぞれブランチラボを置く。

(事務)

第8 ラボラトリーの事務は、関係部課等の協力を得て、理工学部事務部において処理する。

(要項の改廃)

第9 この要項の改廃は、学長が行う。

(雑則)

第10 この要項に定めるもののほか、ラボラトリーの運営に関し必要な事項は、ラボラトリー長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月6日から施行する。